

令和3年1月8日

介護サービス事業所管理者 様

久留米市長 大久保 勉

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者・保育施設等従事者のPCR検査の実施について

高齢者・保育施設等の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に日々ご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の強化策として、高齢者・保育施設等従事者の皆様を対象に、下記のとおり唾液PCR検査を無償にて提供いたします。

つきましては、検査を希望される場合、本通知内容をよくご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

記

1 検査対象者

久留米市内に所在する以下の施設等に所属し業務を行う者のうち、無症状である者

ア. 介護施設等（入所、居宅、通所、訪問系全て含む）

イ. 高齢者施設等（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス）

ウ. 障害者施設等（入所、共同生活援助、通所、居宅、相談支援事業所）

エ. 市内幼稚園・保育所・認定子ども園・学童保育所等

オ. 市内小学校・中学校・特別支援学校等（公立、私立）

カ. その他久留米市が指定する施設

※従業者の居住地は市内・市外を問わないが、対象となる施設等は市内に所在するものに限る。

2 検査方法

唾液PCR検査（公的医療保険適用対象の検査と同等の製品を使用）

3 検査申し込み開始日

令和3年1月12日

4 検査申し込みおよび検査実施期間

令和3年1月12日 から 令和3年3月31日 まで

5 検査回数

検査実施期間中に従業者1人あたり1回まで受検可能

6 検査費用

久留米市が全額負担

7 検査実施事業者

ヘルスケアテクノロジーズ(株)、新型コロナウイルス検査センター(株)

8 検査申し込み方法

- ・検査を希望する場合、施設等単位での申し込みとなります。
 - ・検査を希望される施設等の代表者は、右のQRコード、又は下のURLより申し込み手続きを行ってください。
- なお、申し込みには代表者のEメールアドレスが必要となります。



<https://pcr.helpo.jp/kurumecity/>

※同一法人であっても事業所番号の異なる事業所はそれぞれ別の施設等として取り扱い、同一の事業所番号の場合は同一施設等としての取り扱いになります。

※施設等からの検査申し込みは原則として期間中1回までとなります。

9 問い合わせ先

- ・検査に対する全般的なお問い合わせ

ヘルスケアテクノロジーズ(株) 問い合わせ窓口 (平日9時～18時)

問い合わせ専用フォーム <https://pcr.helpo.jp/contact/>

電話による問い合わせ TEL : 050-1741-3930

- ・本施策に関する問い合わせ

久留米市健康福祉部総務 TEL : 0942-30-9022

FAX : 0942-30-9752

